

お取引のご案内

(茂原支店並びに御宿支店の営業終了に伴い、引き続き本店並びに大原支店でお取引いただく場合のご説明です)

(注)以下のご案内は、お取引が本店並びに大原支店に継承された場合のご説明です。くわしくは茂原支店並びに御宿支店までお問い合わせください。

★口座番号は変わらず、お取引店名と店番号が変わります

各種ご預金をお取引いただいているお客様は、口座番号はそのまま変わらずに、お取引店名と店番号が変更となります。ご預金等は引き続きご利用いただけます。

★預金通帳・証書は引き続きご利用いただけます

現在ご使用いただいている普通預金・総合口座・貯蓄預金のお通帳、定期預金証書等は、令和6年3月11日(月)以降も当組合本店の窓口にて引き続きご利用いただけます。

なお、お取引店名と店番号が変更となりますのでご注意ください。

★キャッシュカード・ローンカードは簡単な手続きにより引き続きご利用いただけます

現在ご使用いただいているキャッシュカード・ローンカードは、令和6年3月11日(月)以降も引き続きご利用いただけます。

なお、令和6年3月11日(月)から令和7年3月7日(金)までに当組合ATMにてカードでの入金・出金・残高照会手続きをされなかった場合には、お手持ちのカードがご利用いただけなくなりますので、その場合は当組合にお問い合わせ下さい。

(新しいカードに再発行手続きされることをお勧めいたします。この場合の再発行手数料は無料ですが、再発行まで1週間程度お時間をいただきます。)

★公共料金等、自動引落しの変更手続きは不要です

公共料金の自動引落し・クレジットカードのご決済・その他各種自動引落し・自動引落しによるお積立は、当組合にて変更の手続きをさせていただきます。

※なお、変更手続きが完了するまでの間、収納機関からの領収書等に旧支店名、旧店番号で表示される場合がございます。

★年金の自動受取りをご利用のお客様へ

1. 国民年金、厚生年金の自動受取りをご利用のお客様は、お手続きは不要です。

(当組合にて変更の手続きをさせていただきます。)

2. 国民年金、厚生年金以外の各種共済年金、その他各種年金(基金)をお受取りのお客様も、引き続きお受け取りいただけますが、令和7年3月7日(金)までに所定の変更手続きが必要となる場合がございますので、窓口までお問い合わせください。手続き等をお手伝いさせていただきます。

★お振込の口座をご指定されているお客様へ

給与振込、その他振込のお受取りにご利用の場合は、令和6年5月31日(金)までは引き続きご利用いただけますが、その間にお手数ですがお勤め先やお取引先等にご連絡いただき、振込先のお取引店名・店番号変更の手続きをお願いいたします。

★ご融資・ローンご利用のお客様へ

ご融資・ローンのお取引に関する約定書類ほか一切の証書・届出書類は、統合後の本店並びに大原支店で引き続き使用し、債務・担保の効力は、変動のないものとさせていただきます。

◎集金等の訪問は従来どおりとなります

渉外係による集金等をご利用いただいているお客様には、令和6年3月11日(月)以降も、統合店の本店並びに大原支店より訪問をさせていただきます。

房総信用組合

お問合せ先 本部総務部 0475-22-5111

本店 0475-22-6111

大原支店 0470-62-2225